

成田市立玉造小学校

いじめ防止基本方針

成田市立玉造小学校

1 いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童等の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

(注1) 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(注2) 「いじめられた児童等の立場に立って」とは、いじめられたとする児童等の気持ちを重視することである。

(注3) 「一定の人間関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ校・学級や部活動の者、当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ等、当該児童等と何らかの人間関係にある者を指す。

(注5) 「心理的又は物理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものであることや、身体的な攻撃の他、金品のたかり、物品の隠匿、嫌なことを無理やりさせられたりすること、インターネットやSNS などを通じて行われるものを意味する。

(注6) 外見的には「けんか」のように見えることでも、その背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目して状況を確認すること。

- ※ いじめは、頻度やダメージの大きさに関わらず、「たった1度であっても、いじめに変わらない」「その1回が致命的になるかもしれない」と考え、いじめられている児童等の心情を重視して取り組むこと。
- ※ いじめは、被害児童等と加害児童等だけの問題ではなく、「周りではやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬ振りをする「傍観者」も、いじめを助長する存在であることを様々な場面を捉えて認識させること。
- ※ いじめは、児童等同士だけの問題ではなく、教職員の児童観や言動が大きな影響力をもつことを十分に認識し、「教職員の言動で児童等を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払うこと。
- ※ いじめには、様々な態様が挙げられる。「単なる悪ふざけ」や「けんか」等と安易に判断して放置したり、見過したりすることのないよう、いじめられた児童等の立場に立って対応すること。

2 基本理念

(1) いじめの禁止と方針

いじめは、全ての児童等に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童等がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよういじめの防止等の対策は、いじめられた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童等が十分に理解できるようにすることを旨として行われなければならない。加えて、いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

そこで、以下の基本的な考え方に立ち、教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等に向けた対策を講じるものとする。

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫き、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童等の背景にある事情やその被害性に着目して理解を深めること。
- (2) 「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るし、被害者と加害者が入れかわることもあり得る」という危機意識を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすること。
- (3) 「いじめられている子どもの立場に立ち、子どもの心の痛みを親身になって受け止め、最後まで徹底して守り抜く」という姿勢で、いじめ問題を克服すること。

3 いじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止等の対策のための施策

ア 名称 「いじめ防止対策委員会」

イ 役割

○いじめの未然防止のため、いじめが起こりにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

○いじめの早期発見・事案対処のため、学年、学級内で起きたいじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有を行う役割

○いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを

含む。)があった時には緊急会議を開催するなどして情報の迅速な共有, 及び関係児童等に対するアンケート調査, 聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い, 学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割 (PDCA サイクルの実行を含む。)

ウ 組織の構成

・校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・生徒指導副主任・養護教諭 ・該当学年担任　・特別支援教育コーディネーター・教育相談員 ・(外部) SC, SSW

エ 活動内容

- 基本方針の策定・見直し
- いじめの未然防止に向けた取組
- いじめの早期発見に向けた取組
- いじめの事実の有無の確認とその結果と報告
- いじめの事実関係を明確にするための調査の実施
- 調査結果の提供　○関係機関との連携
- いじめ解消に向けての方向性や具体的な対応策の協議・検討

オ 開催回数及び開催日

毎月の生徒指導委員会を基本とし, 状況に応じ, いじめ防止対策委員会を開催する。

カ その他

- 情報交換, 情報共有の場として
 - ・生徒指導報告 (毎週火曜日報告)
- 関係機関との連絡・連携を図る。
(状況に応じてスクールカウンセラー等の要請)

(2) いじめ防止のための課題未然防止教育

①道徳教育・体験活動の充実

児童等の豊かな情操と道徳心を培い, 心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止等に資することを踏まえ, 全ての教育活動を通じた道徳教育の充実 (『考え, 議論する』ことを意識した道徳教育) を道徳教育推進教師が要として意図的, 計画的に推進するものとする。(命を大切にするキャンペーン, 豊かな人間関係づくり実践プログラム, 人権週間等の活用) また, 各教科等の年間指導計画をPDCAサイクルで毎年見直すなどして体験活動の充実を図るものとする。

②保護者や地域に開かれた学校づくり

いじめ防止の取組や学校生活について、定期的な情報交換等、学校と保護者・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

③教職員の人権意識の向上と多角的な児童理解

日々の教育活動の中で児童等に指導する際、配慮に欠けた言動がないかを見つめ直すなど、人権意識の向上に努める。(人権週間の活用)

また、児童等と接するときは、その心に寄り添い、共感的な理解と共に多角的な児童理解に努める。

④規範意識の醸成

学校生活を営む上で必要な規律については、全教職員の共通理解・共通行動のもとに、その維持を図る。その際、児童自らが規範の意義を理解し、それらを守り行動するという自律性を育む。

また、他者の生命や安全を脅かすような問題行動・非行行為については、学校組織として毅然とした対応を行う。(命を大切にするキャンペーン・人権週間の活用)

⑤実践的な校内研修の実施

いじめ防止等の対策についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、事例研修やカウンセリング演習など実践的な校内研修を積極的に実施する。

⑥自己有用感・自己存在感を味わわせる学級づくり

日々の授業や行事を通して望ましい人間関係を築くとともに、「活躍の場面」、「互いに認め合うことができる場面」を積極的に設定し、「人は誰もが価値ある存在」であることを実感できる学級経営、集団づくりを積極的に推進する。

⑦コミュニケーション能力の育成

ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深くかかわる体験を重ね、コミュニケーション能力や問題解決能力等を高める活動を行う。

⑧情報モラル教育の充実

学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の指導の中で、小学校低学年から発達段階に応じて情報モラル教育を計画的に実施する。指導にあたっては、外部の専門家を講師として招くなどの研修を実施し、教員の指導力の向上を図る。

また、携帯電話等の利用に関する危険性や携帯電話の利用に関しての家庭におけるルールづくり等について保護者への啓発を図る。

⑨配慮を必要とする児童への対応及び環境づくり

- ・発達障害を含む、障害のある児童等については、個別の教育支援計画等の作成や適切な指導及び必要な支援を行う。
- ・外国につながる児童等は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
- ・性同一性障害や性的指向、性自認(以下「LGBTQ 等」という)に係る児童等については、教職員への正しい理解の促進や学校として必要な対応について周知する。
- ・大規模災害(台風等)により被災した児童等は、心身への多大な影響や慣れない環境への不安感に対する心のケアを適切に行い、注意を払う。
- ・様々な背景がある児童に対して、教職員や児童が理解を示し、寄り添いながら、居心地のよい環境づくりに努める。

⑩いじめ防止等の啓発活動

児童等及び保護者並びに教職員に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深めるため、全職員に「学校いじめ防止基本方針」を周知・徹底を図るとともに、それらを学校ホームページ、学校だより等により積極的に公表する。

⑪SOS の出し方に関する教育の実施

学校において、道徳や学級活動、体験活動、地域の高齢者等との世代間交流等を活用して、児童が命の大切さを実感できる教育だけでなく、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処法を身に付けるための教育(SOS の出し方に関する教育)を実施する。また、子どもが出した SOS について、周囲の大人が気づける感度を高める。

(3) いじめの早期発見

ア 定期的な調査と教育相談

○いじめを早期発見するため、児童に対する「いじめアンケート」や定期的な教育相談の実施等を行い、必要な対策を講ずるものとする。また、アンケート調査実施後に聞き取りや教育相談を行い、きめ細やかな対応に努める。なお、アンケート調査結果は、6年間保存する。

イ 相談体制と相談窓口

○相談窓口や心の相談箱等を設け、どんな小さなことでも当該児童等や周囲からの訴えを親身になって聴き取る。保護者や地域からの訴えを真剣に受け止め、迅速に対応する。また、校外における相談窓口も含め、学校だより等に定期的に掲載し、保護者や児童等への周知を図る。

ウ 教職員の資質向上

○教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な研修を計画的に行う。

エ インターネットを通して行われるいじめ対策

○児童等及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。

オ その他

○小さなサインを敏感に受け止める

教師自身が常にいじめはどの子にも、どの学級でも起こり得るものであることを十分に自覚し、日頃から児童等が発する小さなサインを見逃さないようにする。

4 いじめを認知した場合の対応 (p14, 15 フローチャート)

(1) 報告連絡体制

いじめ問題の対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ、事態を悪化させる恐れがあるので、いじめの情報をキャッチした時点で、緊急事態の意識をもち、些細なことでも速やかに生徒指導主任を通じて管理職に報告する。

(2) 事実確認と報告

当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通して事実関係を迅速かつ正確に把握する。

重大事態の場合は、質問票の使用等により調査を行う。事実を確認後、生徒指導主任を通じて管理職に報告する。管理職は、教育委員会に報告する。

※事実確認は、被害者・加害者・関係児童を個別に同時進行で行う。

(3) いじめ被害者及び保護者への対応

◆ 被害児童等に対して

① 親身な対応と支援

- ・ 最後まで絶対に守り抜くという方針で支援する。
- ・ 最も信頼関係のある教職員(担任等)が対応する。
- ・ つらさや悔しさを十分に受け止める。
- ・ 具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
- ・ 良い点を誉め、励まし、自信を与える。
- ・ 「あなたにも原因がある」、「がんばれ」等の指導や安易な励ましはしない。

② 学習支援

- ・ 教室に入れない場合は、別室登校や別室授業等を行い学習の機会の確保に努めるとともに、教室への受け入れが早期に行われるよう学級指導等を行う。
- ・ いじめを原因として、登校できない状態が続いた場合は、適応指導教室等での学習や家庭学習に対する学習支援を行うなどして、学習の機会を最大限に保証する。

③ 心のケア

- ・ 心理的ケアを十分に行う。(教育相談員、スクールカウンセラー、成田市教育センターの臨床心理士等の活用)

【指導上の留意点】

- ＊ 「いじめられる方にも問題がある。」「いじめは昔からあり、いつの時代にも存在するのである」といった考えで、問題を軽視しない。
- ＊ プライバシーの保護(個人情報)には、細心の注意を払う。

◆ 被害児童等の保護者に対して

① 姿勢

- ・ 保護者との信頼関係の構築を図る。
- ・ 本人を絶対に守るという姿勢を示す。

② 事実関係を正確に伝える。

- ・ いじめの事実を正確に伝える。
- ・ 憶測で話をしない。
- ・ 問題とは直接関係の無いことまで話を広げない。

- ③ 保護者の心情を理解する。
 - ・ 保護者の心情(怒り, 不安など)を十分理解しながら対応する。
- ④ 密な連絡と情報交換
 - ・ 学校としての解決に向けた具体的な方針と対応策を説明する。
 - ・ 指導に誤りがあった場合は, 謝罪する。
 - ・ 定期的に家庭と連絡をとり, 学校の取組の経過や家庭での様子についてきめ細かに情報交換を行う。

(4) いじめ加害者及び保護者への対応

◆ 加害児童等に対して

- ① いじめの態様に応じた指導・支援
 - ・ いじめの事実関係, 背景, 動機等をしっかり確認する。
 - ・ 不満や不安等の訴えを十分に聞くとともに, 事実はしっかり認めさせる。
 - ・ いじめの非人間性やいじめは人権侵害行為であること, いかなる理由があっても「いじめは絶対に許されないこと」を, 理を尽くし冷静に諭す。
 - ・ いじめを行った背景を理解しつつ, 行った行為に対しては毅然と指導する。
 - ・ いじめられた相手の心の痛みや苦しみに気付かせ, 自分のとった言動を反省して謝罪することができるように導く。
 - ・ 必要があると認めるときは, いじめを行った児童等を, いじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- ② 心のケア
 - ・ いじめを行う理由やストレスを取り除くような継続的な指導を行うとともに, 今まで以上の関わりをもつように努める。

【指導上の留意点】

- * 注意, 叱咤, 説教だけで終わらせない。
- * 命令口調で指導したり, 追い詰めたりしない。
- * 教師の価値観や体験のみでいじめかどうかを判断しない。
- * みんなの前でいじめた児童等を非難しない。
- * 過去を引き合いに出したり, 兄弟姉妹と比較したりしない。
- * 体罰は, 絶対行わない。
- * 子どもの人格を否定するような発言はしない。
- * 何もかも「いじめ」と決めつけない。



◆ 加害児童等の保護者に対して

- ① 事実関係を正確に伝える。
 - ・ 憶測で話をしない。
 - ・ 問題とは直接関係のないことまで話を広げない。
- ② 保護者の心情を理解する。
 - ・ 保護者の心情(怒り, 不安, 自責の念等)を十分理解しながら対応する。
- ③ 学校の指導方針を示し, 具体的な助言をする。
 - ・ 被害者への謝罪の意義, 子どもへの対応方法等を保護者の意向を踏まえ助言する。
 - ・ 教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示し, 子どもの立ち直りに向けた具体的な助言を行い, 協力を得る。

(5) 傍観者への指導

① 当事者意識の高揚

- ・学級や学年等集団全体の問題として対応していく。また、いじめの問題に教師が本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- ・いじめを周りではやしたてたり、見て見ぬ振りをしたりする行為も、いじめ行為への負担と同じであることに気付かせる。
- ・いじめの事実を告げることは、つらい思いをしている友達を助けることであり、人間としての当たり前の行動で、人権と命を守る立派な行為であることを認識させ、いじめを知らせる勇気をもたせる。
- ・いじめられている側の心の痛みや苦しみを理解させ、いじめを止められなかった自分たちの行動について気付かせる。

② 共感的人間関係づくり

- ・異年齢集団による活動や構成的グループエンカウンター等の活動を通して、コミュニケーション能力や仲間意識・連帯感が深まるよう指導する。

(6) いじめの解消

① 判断基準

- ・以下の2つ条件を満たしているかで判断する。
 - いじめ行為が止んでいること。
 - 被害者児童が心身への苦痛を感じていないこと。

② 判断方法

- ・本人や被害者児童の保護者との面談や聴き取りによる。

※教職員の主観で判断しないこと

③ 解消後について

- ・いじめ解消の判断後も継続的な見守りを行う。

(7) その他

いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明をする。これらの情報提供に当たっては、ほかの児童等のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮したうえで適切に提供する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の基準

児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童等が相当の期間(30日以上)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※30日はあくまで目安であり、これより短期間であっても一定期間連続して欠席しているような場合は、積極的に対応すること

(2) 発生の調査報告

ア 調査組織の招集

重大事態が生じた疑いがあると認められるときは、速やかに、質問票の使用そ

の他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするため「いじめ防止対策委員会」の調査を行う。

イ 事実関係を明確にするための調査と報告

「いじめ防止対策委員会」の調査結果を速やかに教育委員会へ報告する。また、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係についていじめを受けた児童等やその保護者に対して説明をする。これらの情報提供に当たっては、ほかの児童等のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮したうえで適切に提供する。

※「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

・ いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童等から十分に聴き取るとともに、在籍児童等に質問紙調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童等を守ることを最優先とした調査実施が必要である。（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童等の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童等への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童等に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童等の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校復帰に向けた支援や学習支援等を行うことが必要である。

・ いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合

児童等の入院や死亡等、いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童等の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の対策について協議する。調査方法については、在籍児童等に対する質問紙調査や聞き取り調査等が考えられる。

ウ 保護者等への情報提供

学校は、調査結果を直ちに教育委員会へ報告するものとする。また、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童等やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童等のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

（３） 調査結果を踏まえた必要な措置

ア 関係機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察等と連携してこれに対処するものとし、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に通報し、適切な援助を求めるものとする。（必要に応じて児童相談所や法務局へ）

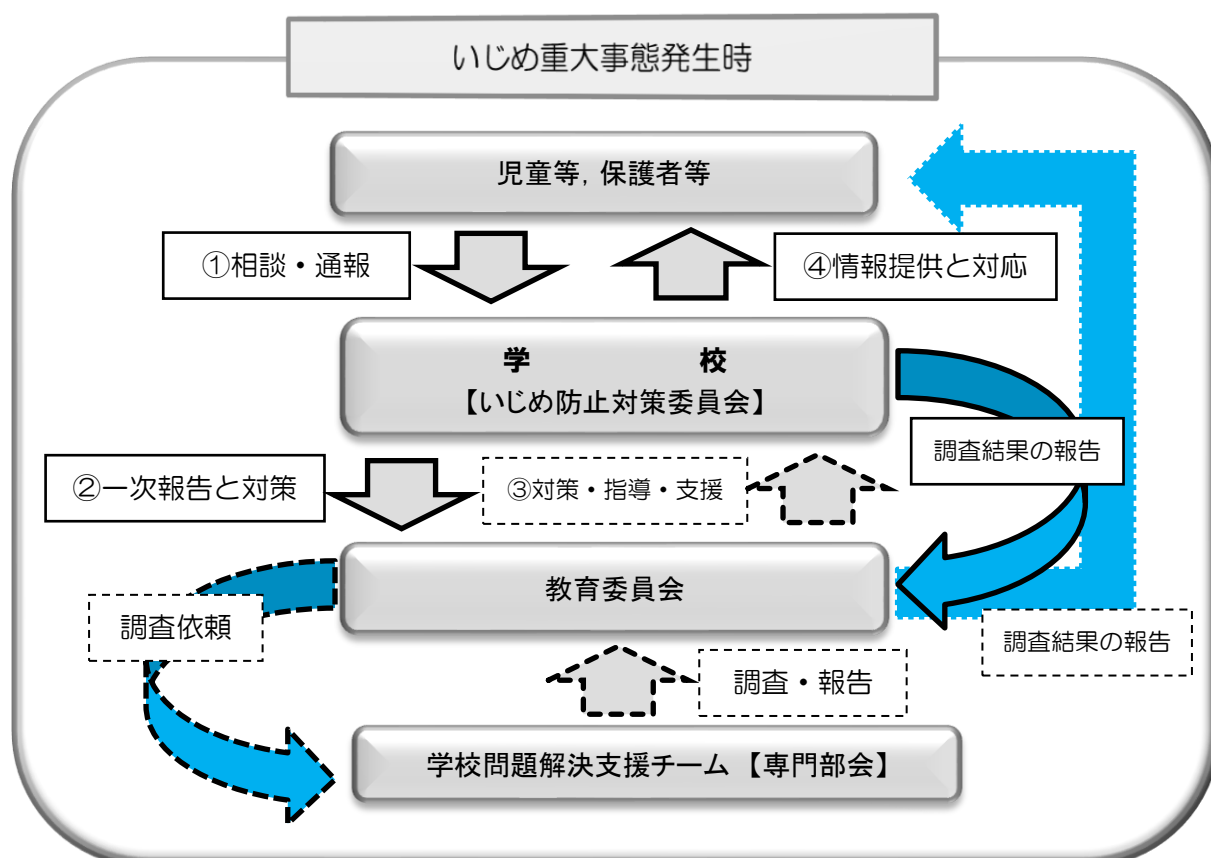
イ 再発防止

いじめが解決したと見られる場合でも、気付かないところで陰湿ないじめが続いていたり、再発したりすることもあることを認識し、表面的な変化で判断せず、継続して十分な注意を払い見守っていく。解決したと思われる後も、定期的に保護者に学校の様子を報告する。

ウ その他

早期に警察へ通報・相談すべき犯罪行為等の具体例

- 同級生の腹を繰り返し殴ったりけったりする(暴行)
- 顔面を殴打しあごの骨を折るけがを負わせる(傷害)
- プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする(暴行)
- 学校に来たら危害を加えると脅す。同様のメールを送る(脅迫)
- 校内や地域の壁、掲示板、インターネット上に実名を挙げて、「万引きをした」、「気持ち悪い」「うざい」などと悪口を書く(名誉毀損、侮辱)
- 断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる(強要)
- 断れば危害を加えると脅し、性器を触る(強制わいせつ)
- 断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる(恐喝)
- 教科書などの所持品を盗む(窃盗)
- 自転車を故意に破損させる(器物破壊等)
- 携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する(児童ポルノ提供など)



6 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

(1) 公表

ホームページ，学校便りにおいて公表する。

(2) 学校評価等

毎年度，いじめの早期発見，いじめの再発を防止するための取組を学校評価の中に位置づけ，適切に評価・点検し，その改善を図る。

※アンケート設問

- ・保護者アンケート(年2回実施)
- ・教職員自己評価(年2回実施)

(3) 基本方針の見直し

毎年度「いじめ防止対策委員会」が，PDCAサイクルをもって検証し，基本方針を見直し，全職員に周知・徹底を図る。

(4) その他

学校のいじめの防止等のための対策に取り組むに当たっては，いじめの事実が隠蔽されてはならない。

7 いじめ問題解決後の取組

継続的な支援及び再発防止

- ・ いじめが解決したと見られる場合でも、気付かないところで陰湿ないじめが続いていたり、再発したりすることもあることを認識し、表面的な変化で判断せず、継続して十分な注意を払い見守っていく。
- ・ 解決したと思われる後も、定期的に保護者に学校の様子を報告する。
(いじめが解消したと見なされるのは、最後のいじめ行為から3ヶ月経過した状態をいう。)

8 自殺防止

<自殺直前の5つのサイン>

1 突然の態度の変化

- ・ 友人との交際をやめて、引きこもりがちになる。
- ・ 投げやりな態度が目立つ。
- ・ 見だしなみを気にしなくなる。

2 自殺をほのめかす

- ・ 「だれも自分のことを知らないところへ行きたい」
- ・ 「夜眠ったら、もう二度と目が覚めなければいい」等

3 別れの用意をする

- ・ 大切な持ち物を友人にあげる。
- ・ 長く借りていたものを返す。

4 適度に危険な行為に及ぶ

- ・ 事故を繰り返したり、重大な事故につながるような行動をたびたび起こしたりする

5 自傷行為に及ぶ

- ・ 手首を浅く切る。
- ・ 薬を複数錠服用する。 等

<対応の原則(TALK)>

子どもから「死にたい」と訴えられたり、自殺の危険の高まった子どもに出会ったりしたときには、次のような TALK の原則が求められます。

Tell : 言葉に出して心配していることを伝える。

Ask : 「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる。

Listen: 絶望的な気持ちを傾聴する。

Keep safe : 安全を確保する。

<対応の留意点>

- 1 ひとりで抱え込まない → チームによる対応
- 2 急に子どもとの関係をきらない → 継続的な信頼関係を築く
- 3 「秘密にしてほしい」という子どもへの対応 → 保護者との連携 信頼関係の確立
- 4 手首自傷(リストカット)への対応 → 本人の苦しい気持ちを認めたとえでの関わり、医療機関との連携

9 保護者、児童への協力依頼

(1) 保護者として

保護者は子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。また、児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

ア 家庭での指導

「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為であること」及び「どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなり得ること」を意識し、家庭でいじめ防止等に関する指導に努める。

イ 地位との協働

子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々等、子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組む。

ウ いじめの相談と通報

いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報するものとする。

(2) 児童として

ア いじめの禁止「やめる勇気」

他者に対しては思いやりの心をもち、絶対にいじめをしたり、加担したりしない。

イ いじめの防止「止める勇気」

いじめを見て見ぬふりをすることは、いじめに加担していると同じである意識をもつ。

ウ 周囲への相談「話す勇気」

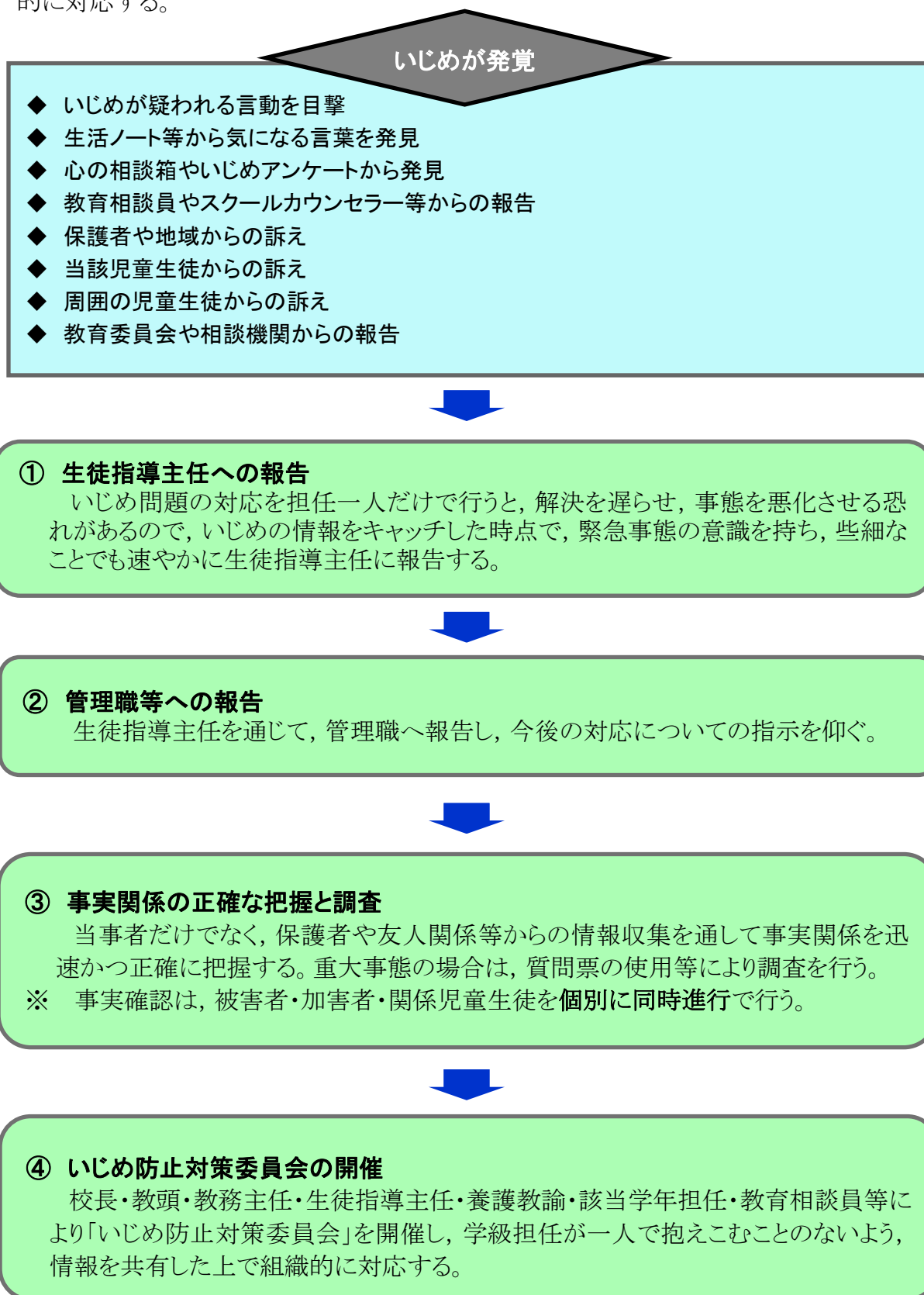
いじめを見たら、学校の先生、保護者や周囲の大人等に積極的に相談する。

エ お互いの個性を認め合う「認める勇気」

自分と違う考え方や行動をとる人がいてもそれぞれの個性を素直に受け止める。

※いじめ問題解決に向けた流れ

いじめの情報をキャッチした時点で、全職員に周知し、多方面から迅速・的確かつ組織的に対応する。



⑤ 対応方針・対応策の決定

すぐに行うこと及び中・長期目標、指導方針等を明確にする。

- ・ 被害児童生徒の保護、心のケア、学習の保証
- ・ 加害児童生徒への指導、懲戒、措置
- ・ 学級や他の児童生徒への指導
- ・ 被害児童生徒保護者、加害児童生徒保護者への情報提供(事実関係)
- ・ 関係機関との連携、警察等への通報・相談
- ・ 教育委員会への報告(重大事態と認知した場合はすべて報告) 等

【保護者との連携】

- ◆ 保護者へ迅速かつ正確に事実関係を伝え、ともに、解決に向けた具体的方針と対応策を提示し、一緒に解決してもらえよう共通理解を図る。(電話でなく、直接会って丁寧に、誠意をもって説明する。)
- ◆ 加害児童生徒の保護者にも、理解をしてもらった上で、謝罪の場を設けられるよう学校が適切に関与していく。

【教育委員会との連携】

- ◆ 学校だけでは対応が困難なものについては、速やかに市教委へ報告し、連携を図る。
- ① 被害児童生徒が通常の学校生活を送れない状況が続いていたり、保護者との対応に苦慮したりしている事案
- ② 暴力や恐喝等犯罪に関わる悪質な事案
- ③ 児童生徒の生命や心身又は財産等に係る重大な事案等

【関係機関との連携】

- ◆ 必要に応じて、児童相談所や警察、法務局等と連携を図りながら問題解決に当たる。
- ① 犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、早期に警察へ相談し、連携して対応にあたる。
- ② 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときは、ためらわず、直ちに警察へ通報する。

平成28年4月12日 改定
平成29年3月27日 確認
平成29年4月 3日 改定
平成30年6月18日 改定
令和元年6月 3日 確認
令和 2年8月23日 改訂
令和 3年5月 7日 改訂
令和 4年5月13日 改訂
令和 5年7月31日 改訂
令和 6年5月31日 改訂
令和 7年3月27日 確認
令和 8年5月28日 確認